

**改正**

平成23年12月27日要綱第30号

平成25年3月22日要綱第4号

廃止 平成28年3月29日要綱第11号

平成30年3月30日要綱第11号

宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、町民の安全を確保するため、町内にある住宅の耐震対策をする者に対し、宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、「住宅」とは、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

2 この要綱において、「耐震対策」とは、住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

3 この要綱において、「耐震診断」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

4 この要綱において、「耐震改修工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価された住宅について、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的として、県内に営業所を設けている事業者が施

工する補強又は改修の工事をいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの
- (2) 基本方針別添第2に示すもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

5 この要綱において、「簡易耐震改修工事」とは、次に掲げるいずれかの方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断された住宅について、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高めることを目的とし、県内に営業所を設けている事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）―」の一般診断法又は精密診断法
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

6 この要綱において、「耐震シェルター等設置工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価された住宅について、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）で香川県知事が認めるものを設置する工事をいう。

7 この要綱において、「耐震改修工事等」とは、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

（補助対象住宅）

**第3条** 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2) 町内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。
- (3) 補助金の交付申請の時点において、法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (4) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅であること。
- (5) この要綱に基づき耐震診断や耐震改修工事等を過去に行っていないこと。
- (6) 第2号から第5号について、町長が認める場合はこの限りでない。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た者であること。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 町税を滞納していないこと。

(補助の対象、補助金の額)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 補助対象経費と90万円を比較して、いずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と50万円を比較して、いずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と20万円を比較して、いずれか少ない額
- (5) 第2号及び第3号の補助対象経費には、耐震改修工事等に伴う実施設計に要する費用を含むものとする。

3 前項の規定により算出された交付額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる書類を添えた補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書は、町長が別に定める日までに提出しなければならない。
- 3 住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。
- 4 申請者は補助金の受領を耐震対策を実施する事業者（以下「耐震事業者」という。）に委任することができる。この場合において、申請者は、第1項の補助金交付申請書に事業実施に係る補助金の代理受領事前届出書（第11号様式）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助

金交付決定通知書（第1号の2様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 町長は、補助金の交付を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

**第8条** 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ当該各号に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。

（1） 補助事業（補助金の交付を受けて耐震対策を行うことをいう。以下同じ。）の内容を変更する場合においては、別表第2に掲げる交付申請に添付する書類のうち、内容に変更の生じるものを添えた宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更申請書（第2号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が認める軽微な変更はこの限りでない。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ、宇多津町民間住宅耐震対策支援事業中止（廃止）申請書（第3号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項各号の申請書の提出があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認められるときは、宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更決定通知書（第2号の2様式）、又は宇多津町民間住宅耐震対策支援事業中止（廃止）確認通知書（第3号の2様式）により申請者に通知するものとする。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

**第9条** 申請者は、補助事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しないとき又はこの遂行が困難になったときは、速やかに宇多津町民間住宅耐震対策支援事業完了期日変更報告書（第4号様式）により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（完了実績報告）

**第10条** 申請者は、補助事業を完了したときは、当該事業の完了の日（当該年度の2月末までに完了すること。）から起算して20日を経過した日までに、別表第2に掲げる書類を添えた宇多津町民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

**第11条** 町長は、前条の完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合している

と認めるときは、補助金の額を確定し、宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金確定通知書（第5号の2様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第12条** 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに宇多津町民間住宅耐震対策支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

2 申請者は、前条の通知を受領した後、事業実施に係る補助金の代理受領に係る委任状（第12号様式）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を事業者委任することができる。

3 代理受領委任状により申請者の委任を受けた事業者は、代理受領に係る補助金交付請求書（第13号様式、以下「代理受領補助金交付請求書」という。）により町長に補助金の交付を請求することができる。

4 町長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を事業者に交付するものとする。

（補助金の交付）

**第13条** 町長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

**第14条** 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4） 補助金の交付決定の前に、事業に着手（耐震改修工事等に伴う実施設計の着手を除く。）したとき。

（5） この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。

（6） 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（7） 補助事業の遂行が困難となったとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第15条** 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に

関し既に補助金を交付しているときは、宇多津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金返還命令書（第8号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

**第16条** 申請者は、補助金に係る経理を明らかにするための帳簿その他必要となる書類を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（立入検査等）

**第17条** 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は本町の関係職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（補則）

**第18条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成23年12月27日要綱第30号）

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日要綱第4号）

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日要綱第11号）

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日要綱第11号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**別表第1**（第2条関係） 耐震診断技術者に求められる講習会

<p>(1) (一財) 日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会</p> <p>(2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会</p> <p>(3) その他、町長が認める講習会</p>
---

**別表第2**（第6条、第10条関係） 申請等に必要書類

関係条項	添付書類
<p>第6条 交付申請</p>	<p>(耐震診断)</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 町税の納税証明書</p> <p>3 既存住宅に係る設計図書</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 配置図、各階平面図（間取り及び寸法が分かるもの）又は写真</p> <p>4 耐震診断に係る見積書の写し</p> <p>5 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>(耐震改修工事等)</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、下記1から3までの書類を省略することができる。</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</p> <p>2 町税の納税証明書</p>

	<p>3 耐震診断報告書（第9号様式）</p> <p>4 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 配置図、各階平面図（耐震改修を行う部分を明示したものであって、間取り及び寸法が分かるもの）</p> <p>(3) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）</p> <p>(4) 基本方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図</p> <p>(5) その他、耐震改修工事等の内容が確認できる図書（N値計算書（金物設置）等）</p> <p>5 耐震改修工事等に係る見積書の写し</p> <p>6 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</p> <p>7 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る）</p> <p>8 その他町長が必要と認める書類</p>
<p>第10条 完了実績報告</p>	<p>(耐震診断)</p> <p>1 耐震診断報告書（第9号様式）</p> <p>2 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項を明示したもの）</p> <p>3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し</p> <p>4 耐震診断に要した費用の領収書の写し</p> <p>5 調査等の状況写真（2～3枚程度）</p> <p>(耐震改修工事等)</p> <p>1 耐震改修工事等結果報告書（耐震改修工事、簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が作成、耐震シェルター等工事の場合は納入業者が作成）（第10号様式）</p> <p>2 耐震改修工事等に係る請負契約書の写し</p> <p>3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し</p> <p>4 耐震改修工事等の施工写真（改修前後が全て判明できる写真）及び必要</p>

	に応じて出荷証明書等工事関係書類
5	交付申請時（変更承認を受けた場合は、変更承認申請時）と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等
6	建築基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る）